平成２１年（フ）第５３６号
奈良県北葛城郡上牧町上牧816―１―402、住民票上の住所兵庫県川辺郡猪名川町広根字清水２番地の５
債務者　寺岡　　恵
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５４１号
奈良県橿原市四条町241番地の１　四條市営住宅Ａ―９
債務者　松下　智子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５４５号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地30―201、前住所奈良県香芝市今泉1046番地の６
債務者　清水　真人
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５５３号
奈良県香芝市五位堂６丁目72番地　グレース安川603号、従前の住所大阪市平野区西脇１丁目11番13―603号
債務者　西村　重範
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５５７号
奈良県御所市大字池之内587番地
債務者　井戸本純子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５５８号
奈良県香芝市平野62番地の４　平野荘
債務者　冨田　恵里
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５６５号
奈良県御所市大字小林263番地の１
債務者　青木加代子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５６８号
奈良県橿原市見瀬町17番地の１トーエー橿原神宮前ビル7003
債務者　桑田　信夫
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２３６号
鳥取県米子市米原３丁目１番45号　101号
債務者　高杉　正昭
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２４５号
鳥取県境港市上道町692番地
債務者　永田　　勲
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２４８号
鳥取県境港市外江町3398番地７
債務者　佐々木明子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２５１号
鳥取県境港市竹内町267番地
債務者　内村　弘子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１９４６号
広島市安佐北区小河原町1322番地の６
債務者　谷口　祥生
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９６２号
広島県東広島市黒瀬松ケ丘617番地28
債務者　薬正道式気功こと　大上　　敦
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９６３号
広島県東広島市黒瀬松ケ丘617番地28
債務者　大上　輝子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９６５号
広島市安佐南区八木９丁目20番15―404号　第２大田ビル
債務者　木戸　治子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９６６号
広島市佐伯区八幡東２丁目26番９号
債務者　高橋　範好
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　広島地方裁判所民事第４部